日本認知症官民協議会

令和3年度 第1回 認知症バリアフリーWG
議事次第

1. 議　事

（1）厚生労働省挨拶

（2）座長挨拶

（3）令和3年度に予定している事業について
- ○ 企業マニュアル作成への支援等について
- ○「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組み等の検討の進め方について
- ○ その他

日　時：令和3年9月3日13時～15時
（オンライン開催）

＜ミーティングリンク＞

Zoomミーティング
https://us06web.zoom.us/j/83558466828?pwd=ZnduWStZQzdBMFZmYVVQNWtLWEc1Zz09

ミーティングID: 835 5846 6828

パスコード: 284926

＜資料一覧＞

【資料1】 令和3年度 名簿 ☛ スライドNo.2

【資料2】 これまでの経緯等 ☛ スライドNo.4

【資料3】 企業マニュアル作成への支援等に関する資料 ☛ スライドNo.8

【資料4】「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組み等の検討の進め方に関する資料 ☛ スライドNo.15

【資料5】 おおまかなスケジュール ☛ スライドNo.23

資料
1

令和3年度 名簿

令和3年度 認知症バリアフリーWG名簿 令和3年9月3日時点

資料1

座長	
田中　滋	日本認知症官民協議会 事務局長／埼玉県立大学 理事長
座長代理	
石井　信芳	特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 代表理事・事務局長
当事者関係	
藤田　和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ　代表理事
鈴木　森夫	公益社団法人認知症の人と家族の会　代表理事
経済団体	
井上　隆	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
菅原　晶子	公益社団法人経済同友会　常務理事
五十嵐　克也	日本商工会議所　理事
医療介護福祉関係	
江澤　和彦	公益社団法人日本医師会　常任理事
鴻江 圭子	公益社団法人全国老人福祉施設協議会　参与
三根　浩一郎	公益社団法人全国老人保健施設協会　副会長
地方団体	
平井　伸治	全国知事会　会長（鳥取県知事）
金融	
岩瀬　健太	株式会社三井住友銀行　経営企画部　全銀協会長行室　上席推進役
小野寺　泰介	三井住友ﾄﾗｽﾄ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社　業務部　総務課　課長
保険	
伊澤　亮介	住友生命保険相互会社　調査広報部　上席部長代理
仙波　太郎	SOMPOﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 ｼﾆｱﾏｰｹｯﾄ事業部　認知症ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室　室長
証券	
内山田　徹	野村證券株式会社　ﾘﾃｰﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ推進部 LP ﾋﾞｼﾞﾈｽ開発推進課 次長

小売	
堂本　敏雄	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 セーフティステーション活動委員会　委員長
鈴木　隆博	イオン株式会社　環境・社会貢献部　部長
山際　淳	日本生活協同組合連合会　組織推進本部　福祉事業推進部　部長
住宅	
久保　正人	ナイスコミュニティー株式会社　常務取締役
久保　依子	大和ﾗｲﾌﾈｸｽﾄ株式会社 ﾏﾝｼｮﾝ事業本部 事業推進部 部長
交通	
熊谷　敦夫	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会　ケア輸送等統括
その他、生活関連等	
小林　聡史	一般社団法人日本IT団体連盟　事務局長

オブザーバー

内閣府 政策統括官（政策調整担当）
内閣官房 日本経済再生総合事務局
警察庁 長官官房 企画課
金融庁 監督局 総務課 監督調査室
消費者庁 消費者政策課
総務省 自治行政局 地域力創造グループ 地域自立応援課 地域振興室
法務省 大臣官房 秘書課
文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
農林水産省 食料産業局 食品流通課
国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課
厚生労働省　老健局　認知症施策・地域介護推進課

事務局

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構　日本認知症官民協議会事務局

資料
2

これまでの経緯等

これまでの経緯①

資料2-1

1．契機

『認知症施策推進大綱』（認知症施策推進関係閣僚会議、令和元（２０１９）年６月１８日）に、次のように記載。

５つの柱

1 普及啓発・本人発信支援
2 予防
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4 **認知症バリアフリーの推進**・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5 研究開発・産業促進・国際展開

４．認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【基本的考え方】

・・・**「地域共生社会」**に向けた取組を進めること が重要である。・・・移動、 消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもでき る限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく**「認知症バリアフリー」の取組を推進**する。

・・・この際、**官民あげての取組として、 経済団体、産業団体、地方団体、専門職団体、関係学会と当事者組織等との協働による 取組を促進する**とともに、各地域における地域の実情に応じた「地域共生社会」に向け た産学官民連携の先進的な取組事例についても支援するための方策について検討する。・・・

これまでの経緯②

2．経過

令和元(2019)年度

4月22日　日本認知症官民協議会*　設立式

＊国内97の業界団体・企業、12省庁が参加（2021.08現在）

企業から
認知症の人に関わる接遇や契約
に関してヒアリング

8月26日　令和元年度第1回認知症バリアフリーWG

年度内、計6回開催(第2回:10月 1 日、第3回:10月23日、第4回:11月 8 日、第5回:1月27日、第6回:2月23日)

3月27日　令和元年度報告書 公表

昨年度報告を基に、官民の力を合わせて、
認知症バリアフリー社会の実現への取組を推進して
いくための手立てとして、
『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成

令和2(2020)年度

10月21日　令和2年度第1回認知症バリアフリーWG

第1回作業委員会【金融】【小売】【住宅】【レジャー・生活関連】(12月21日～1月20日)
第2回作業委員会　〃　(2月 4 日～2月12日)

2月26日　令和2年度第2回認知症バリアフリーWG

3月25日　日本認知症官民協議会「総会」開催

主な内容

『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』公表
（金融編、小売編、住宅編、レジャー・生活関連編）

令和３年度に予定される事業について

資料2-2

1

『手引き』に基づいた
企業マニュアル作成への支援等について
（認知症バリアフリー社会実現のための「企業マニュアル」作成試行事業）

2

【Ｒ３新規】
「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組み等の検討の進め方について

3

その他

資料
3

『手引き』に基づいた

企業マニュアル作成への支援等に関する資料

（認知症バリアフリー社会実現のための「企業マニュアル」作成試行事業）

資料3-1

『手引き』に基づく企業マニュアル及びマニュアル作成のための留意事項の作成

○バリアフリーWGにおいて作成された以下4業種の手引きに基づき、それぞれ業種ごとに2～3社程度の企業を選定し、企業独自のマニュアルが作成されるよう支援する。
なお、企業の選定は作業委員会において行い、当課(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)と協議の上で決定する。

【令和2年度作成・業種別手引き】

① 金融
② 住宅
③ 小売
④ レジャー・生活関連

○バリアフリーWGでは、各企業のマニュアルに共通して盛り込むべき内容や作業委員会での議論の内容の方針統一のための論点整理を行い、マニュアル作成プロセスを可視化するための留意事項の案を作成する等、マニュアル作成にあたって必要な助言、支援を行う。

○作業委員会では、バリアフリーWGで整理された論点に沿って、選定された企業が作成するマニュアルの内容の検証や精査を行うとともに、マニュアル作成プロセスを可視化するための留意事項の案をもとに、業種ごとの特性を反映した留意事項となるよう検討を行い、業種別の「マニュアル作成のための留意事項集」を作成する。

各企業のマニュアルに共通して盛り込むべき内容(案)

資料3-2

仕様書には「手引きに基づき…マニュアル作成」とあることから、
『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』の記載項目に沿って、各企業の方針・取組、接遇事例等を盛り込んでいく形としてはどうか。

『手引き』の記載項目	盛り込むべき内容（案）
【理念編】	
Ⅰ 認知症バリアフリー社会の実現に向けて	○「認知症バリアフリー」に対する企業としての認識。 ○当該企業の理念・方針における、「認知症バリアフリー社会の実現」の位置づけの明示。
【認知症の理解編】	
Ⅱ 認知症を正しく理解する	○マニュアルを作成する上での前提となる理解を提示 ①認知症の人とともに生きる ②誰もがなりうる病気である ③正しい知識をもつこと
Ⅲ 認知症の人への基本的な対応 基本姿勢 認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”と 具体的な対応の“7つのポイント”	○企業における実際の接遇場面を想定した症状に対する「正しい知識」 ○自分が接遇場面にであったときの心得（3つのない・7つのポイント） 3つのない：驚かせない　急がせない　自尊心を傷つけない 7つのポイント：まずは見守る　余裕を持って対応する　声をかけるときは一人で 後ろから声をかけない　やさしい口調で　おだやかに、はっきりとした口調で 本人の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

各企業のマニュアルに共通して盛り込むべき内容(案)

『手引き』の記載項目	盛り込むべき内容（案）
【事例編】 重要	
Ⅳ 認知症の症状の具体例と接し方	
1　接し方は一律ではありません	○「認知症の人の症状は一人ひとり違う」ので「接し方（接遇）は一律ではな」く「完璧な接し方はない」という要点を記載内容として担保すること。
2　具体例	○（各企業における）認知症の人との実際の接遇場面の代表的な具体例を複数例と、対応（接し方）の方針に関する記載。
【行動編】 重要	
Ⅴ認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み	
1　業界・企業のさらなる対応	○当該企業として、認知症バリアフリー社会実現のために具体的に何に取り組むか。 ○当該企業における、認知症の人との実際の接遇場面に応じた社内、店舗内等の連絡体制の明示とその周知。
2　地域社会とのつながり	○当該企業における、地域の関係機関との連携方針、具体的な取組内容の明示。
認知症の人の生活を支えるための参考情報	○（当該企業の支店、営業所等が所在する）各地の相談窓口、制度・事業に関する情報と、その調べ方に関する記載。

【企業マニュアルの作成に当たって】　各企業の実情に応じた、以下の点に対する書き込みが重要

❶「具体例」（現場で何が起こっているか）の現状把握と、それに対してどう対応するかの検討、その際に留意すべき事項

❷ 企業として認知症バリアフリー社会実現のために何をするかの「行動」

【参考】『手引き』から各企業のマニュアルに盛り込む際に求められる作業等のイメージ（案）

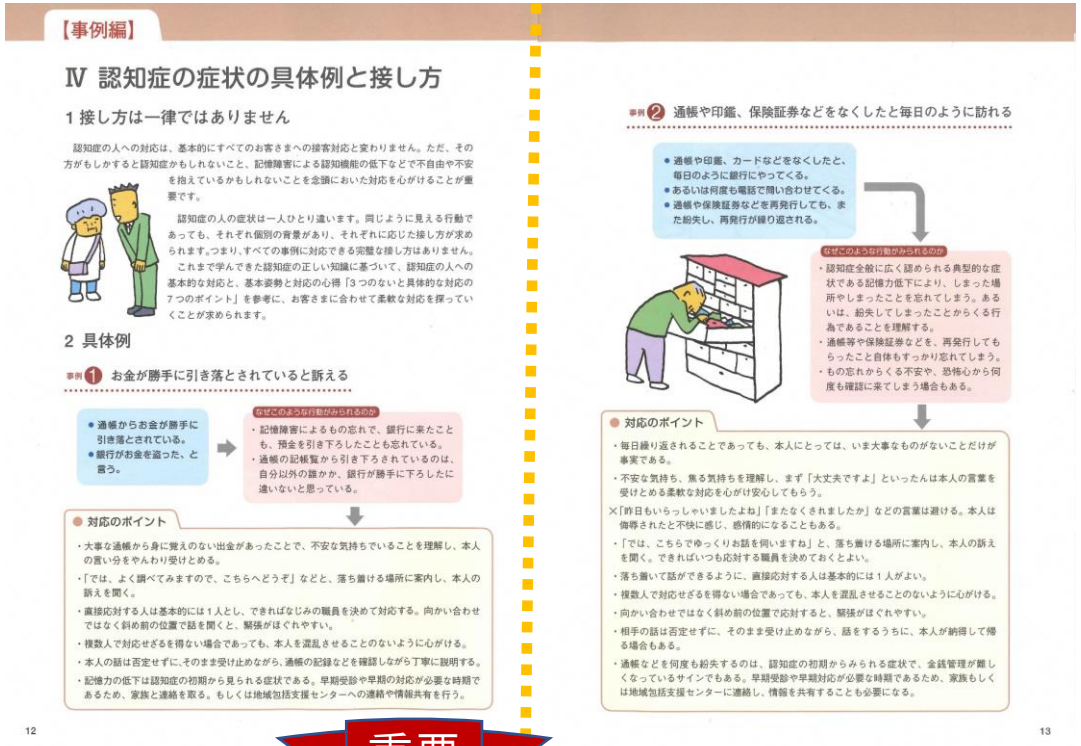
【事例編】

Ⅳ 認知症の症状の具体例と接し方

1 接し方は一律ではありません

認知症の人への対応は、基本的にすべてのお客さまへの接客対応と変わりません。ただ、その方がもしかすると認知症かもしれないこと、記憶障害による認知機能の低下などで不自由や不安を抱えているかもしれないことを念頭においた対応を心がけることが重要です。

認知症の人の症状は一人ひとり違います。同じように見える行動であっても、それぞれ個別の背景があり、それぞれに応じた接し方が求められます。つまり、すべての事例に対応できる完璧な接し方はありません。

これまで学んできた認知症の正しい知識に基づいて、認知症の人への基本的な対応と、基本姿勢と対応の心得「3つのないと具体的な対応の7つのポイント」を参考に、お客さまに合わせて柔軟な対応を探っていくことが求められます。

2 具体例

事例❶ お金が勝手に引き落とされていると訴える

- 通帳からお金が勝手に引き落とされている。
- 銀行がお金を盗った、と言う。

なぜこのような行動がみられるのか

- 記憶障害によるもの忘れで、銀行に来たことも、預金を引き下ろしたことも忘れている。
- 通帳の記帳覧から引き下ろされているのは、自分以外の誰かか、銀行が勝手に下ろしたに違いないと思っている。

対応のポイント

- 大事な通帳から身に覚えのない出金があったことで、不安な気持ちでいることを理解し、本人の言い分をやんわり受けとめる。
- 「では、よく調べてみますので、こちらへどうぞ」などと、落ち着ける場所に案内し、本人の訴えを聞く。
- 直接応対する人は基本的には1人とし、できればなじみの職員を決めて対応する。向かい合わせではなく斜め前の位置で話を聞くと、緊張がほぐれやすい。
- 複数人で対応せざるを得ない場合であっても、本人を混乱させることのないように心がける。
- 本人の話は否定せずに、そのまま受け止めながら、通帳の記録などを確認しながら丁寧に説明する。
- 記憶力の低下は認知症の初期から見られる症状である。早期受診や早期の対応が必要な時期であるため、家族と連絡を取る。もしくは地域包括支援センターへの連絡や情報共有を行う。

12

事例❷ 通帳や印鑑、保険証券などをなくしたと毎日のように訪れる

- 通帳や印鑑、カードなどをなくしたと、毎日のように銀行にやってくる。
- あるいは何度も電話で問い合わせてくる。
- 通帳や保険証券などを再発行しても、また紛失し、再発行が繰り返される。

なぜこのような行動がみられるのか

- 認知症全般に広く認められる典型的な症状である記憶力低下により、しまった場所やしまったことを忘れてしまう。あるいは、紛失してしまったことからくる行為であることを理解する。
- 通帳等や保険証券などを、再発行してもらったこと自体もすっかり忘れてしまう。
- もの忘れからくる不安や、恐怖心から何度も確認に来てしまう場合もある。

対応のポイント

- 毎日繰り返されることであっても、本人にとっては、いま大事なものがないことだけが事実である。
- 不安な気持ち、焦る気持ちを理解し、まず「大丈夫ですよ」といったんは本人の言葉を受けとめる柔軟な対応を心がけ安心してもらう。
- ×「昨日もいらっしゃいましたよね」「またなくされましたか」などの言葉は避ける。本人は侮辱されたと不快に感じ、感情的になることもある。
- 「では、こちらでゆっくりお話を伺いますね」と、落ち着ける場所に案内し、本人の訴えを聞く。できればいつも応対する職員を決めておくとよい。
- 落ち着いて話ができるように、直接応対する人は基本的には1人がよい。
- 複数人で対応せざるを得ない場合であっても、本人を混乱させることのないように心がける。
- 向かい合わせではなく斜め前の位置で応対すると、緊張がほぐれやすい。
- 相手の話は否定せずに、そのまま受け止めながら、話をするうちに、本人が納得して帰る場合もある。
- 通帳などを何度も紛失するのは、認知症の初期からみられる症状で、金銭管理が難しくなっているサインでもある。早期受診や早期対応が必要な時期であるため、家族もしくは地域包括支援センターに連絡し、情報を共有することも必要になる。

13

『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』掲載の事例

金融編

① お金が勝手に引き落とされていると訴える
② 通帳や印鑑、保険証券などをなくしたと毎日のように訪れる
③ 商品の説明をしても理解できない
④ 契約したことを忘れている
⑤ ATM等の機械操作が難しい
⑥ 突然怒り出す

小売編

① 毎回同じものを買う
② 支払いをせずに商品を持ち去ろうとする ／ 売り場で食べる
③ お金の支払いに手間取る
④ 突然怒り出す
⑤ 店内で家族とはぐれてしまった
⑥（薬局で）薬を渡したのに「もらっていない」と来店する

住宅編

① マンションの玄関やエレベーター前で立ち往生している
② 廊下を行ったり来たりしている
③ ゴミの管理ができない
④ ポストに配達物やチラシがたまっている
⑤ 突然怒り出す

レジャー・生活関連編

①（理美容）散髪して数日しか経っていないのに来店する
②（理美容）何度もお金の心配をする
③（理美容）「痛い」「痛い」と連呼する
④（公衆浴場・宿泊施設）他人の衣服や履き物を着用してしまう
⑤（公衆浴場）帰り道がわからなくなる
⑥（宿泊施設・飲食店）従業員や他のお客とトラブルを起こす

重要

その過程（プロセス）を含めて、情報共有

今回のマニュアル作成で最も求められている部分	想定される作業
①現場で何が起こっているのかの現状把握	○社員へのアンケートやヒアリング
②それに対してどう対応するかの検討／検討のなかで出てきた業界・当該企業特有の留意すべき事項	○検討会議の実施 ○認知症の人本人（お客様）の声を聞く
③マニュアル作成	○マニュアルへの書き込み

【参考】『手引き』から各企業のマニュアルに盛り込むべき具体的取組のイメージ（案）

【行動編】

V 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み

1 業界・企業のさらなる対応

認知症の正しい知識の習得

○ 認知症のバリアは認知症に対する偏見や理解不足から生じることから、これを払拭するには、認知症の正しい知識を身につけることが必要であるとして、認知症の啓発事業「認知症サポーターキャラバン」が 2005 年に始まりました。
それから 16 年経過し、この啓発事業によって、認知症に対する理解や社会のあり方も変わってきています。

○ 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組みは、認知症の正しい知識の習得からといえます。

マニュアルづくりから始める

○ 生活関連企業や、団体などでは既に職域サポーターの養成が行われています。
認知症の正しい知識を得ることが、認知症の症状を理解した対応や接遇へとつながります。職域サポーターのみなさんはそれぞれの職場で、認知症の人への対応を特別なことではなく普段から意識して実行する日常業務としています。

○ こうした現状を見据えて、認知症バリアフリー社会の実現を一層広く推進していくための第一歩が、『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を活用した各企業、団体独自のマニュアルづくりといえます。

自社マニュアルをつくるに当たって

○ 認知症の人にとって、商品や接遇、環境などのバリアが何であるのか、どこにあるのか、また、本人が「ああそうなのか」と思える対応を、最も的確に教えてくれるのは、認知症の人、本人です。

○ お客さまの意見を聞き商品開発やサービス改善に向けて「お客さま相談室」の設置や「お客さま懇談会」などを開催している企業があります。そうした取り組みの一環として「認知症ご本人の話を聞く会」などを開催して、認知症の人と共に作成し、マニュアルに反映させることが望まれます。

いまでは、認知症発症の原因や、症状、対応方法などを多くの人が知るようになってきています。
「もっと早くに認知症のことを知っていれば、病院の付添が違っていたのに、やり残したことをしたい、後悔にさせなかったお例だに、これからは、認知症の人のお役に立つことをしようと思います」や「認知症のことが、よくわかりました。今後もっと勉強をして、認知症について取り組みたいと考えています」といったような声が、認知症サポーターキャラバン事務局に、各界から多数あがっています。

認知症の人を接客している場面写真。特徴しき"オレンジ"のサインボールはその証（伊勢原店）

藤橋薬局（愛知県）では、全交通機関において認知症の人への対応が万全であり、事故症での接客もスムーズ。

認知症への心遣を生かしたおもてなしで安心して宿泊を楽しめるホテル・旅館（石川県金沢市、2009年）

認知症の本人が活動する団体
一般社団法人　日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
メール：office@jdwg.org

16

4つの基軸に関して、企業として具体的に何を行うかに関して記述していただいてはどうか

連絡先などの体制を整える

○ 接客の現場で対応の困難が生じたとき、店舗のどの部署と相談し、認知症の人をどこに案内するのか、また、自社での対応に限界がある場合は、どの外部機関に相談や連絡をすればよいのか、連絡体制を整えるとともにマニュアルに記載しておくことも重要です。（18 頁参照）

企業理念としての共通認識

○ 少子高齢化が加速する現在、民間の公共的活動としての社会的貢献度の高いビジネスや公益事業の影響力は増してきています。「認知症バリアフリー社会の実現」を新たな企業理念として位置づけ、その共通認識のもとで取り組みを充実させていくことが望まれます。

2 地域社会とのつながり

地域共生の視点

○ 認知症バリアフリー社会の実現にむけた取り組みの根底には、認知症施策推進大綱でいう「共生」という基本的考えがあります。企業が取り組みを行う上でも、こうした考え方を基本とすることが重要です。

認知症施策推進大綱
（2015年6月、認知症関係会議とりまとめ）
共生とは「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味である」としています。

地域の関係機関との連携

○ 認知症のお客さまの身元がわからない場合や、対応困難な場合が生じた時などには、管轄の地域包括支援センターとの連携ができていれば、安心してその後の対応をお願いすることができます。
認知症バリアフリー社会の実現への取り組みにおいて欠かすことができないのは、地域の関係機関との連携です。（18 頁参照）

具体的事業への参加

○ 既に市町村と「包括的連携協定」などを締結している企業もありますが、まずは、具体的事業へ参加することから始めることが、地域との連携につながっていきます。
例えば、市町村での認知症 SOS ネットワークへの参加や、各種イベントへの協賛や参加が考えられます。

また、2025 年までに市町村に設置することになっているチームオレンジは、職域サポーターのチームへの参加と併せて、企業・団体との連携が重要な位置づけとなっています。（4 頁目参照）

チームオレンジに関する問い合わせ
・各市町村認知症担当窓口
・全国キャラバン・メイト連絡協議会
caravanmate@orange.email.ne.jp
電話 03-3266-0551

17

重要

求められるのは…

企業として具体的に
何に取り組むかを検討し、
それを記述していただく

4つの基軸 具体的取組

		例えば…
（社内の）	人材育成・人員体制の整備	認知症サポーター養成、社内の連絡体制づくり 等
（関係機関等との）	地域連携	チームオレンジへの参画、SOSネットワークへの参画、アルツハイマー月間イベントへの参画 等
（認知症の人・家族を支援する）	社内制度の整備	認知症になっても働き続けられる制度、介護休業制度 等
（認知症の人に配慮した）	社内の環境整備	認知症の人にやさしい店舗づくり（スローレジ） 等

【参考】『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』ダウンロードした業界の構成割合

『手引き』をダウンロードした
業界の構成割合
（n=177、2021.08.27時点）

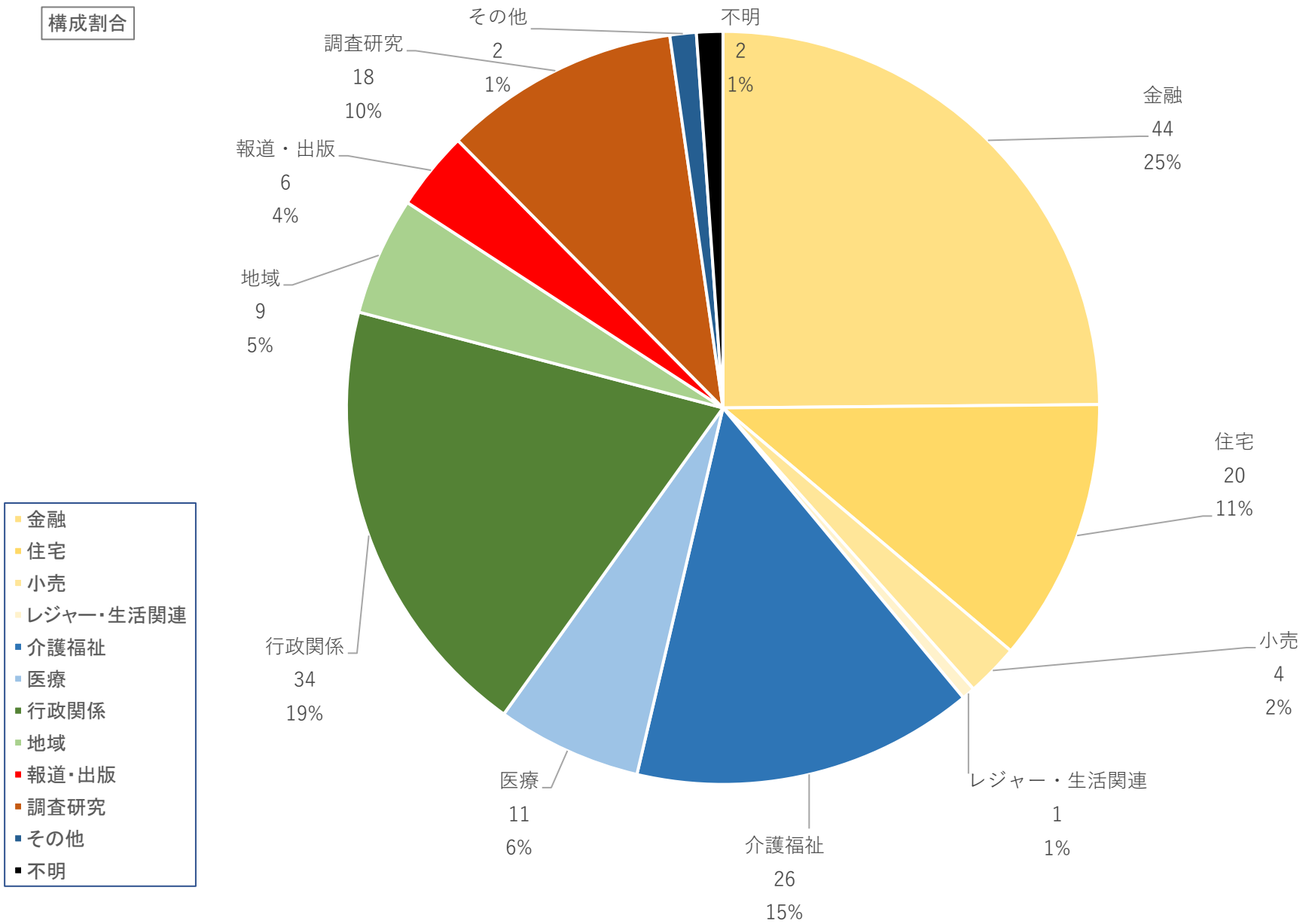

資料
4

「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組み等の検討の進め方について

認知症バリアフリー宣言・認証制度の創設の検討に係る経緯について

資料4-1

1．「認知症施策推進大綱」（認知症施策推進関係閣僚会議、令和元年6月18日）の基本的考え方である「共生」と「予防」の下に、次の5本柱が位置付けられた。

1 普及啓発・本人発信支援　／　2 予防　／　3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4 **認知症バリアフリーの推進**・若年性認知症の人への支援・社会参加支援　／　5 研究開発・産業促進・国際展開

2．認知症バリアフリーの基本的な考え方及び具体的な推進方法については、次のような提言がなされている。

4．認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【基本的考え方】

・・・**「地域共生社会」**に向けた取組を進めること が重要である。・・・移動、 消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもでき る限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく**「認知症バ リアフリー」の取組を推進**する。

・・・認知症に関する取組を実施している企業等に対 する**認証や表彰制度の創設を検討**する・・・

・・・この際、**官民あげての取組として、 経済団体、産業団体、地方団体、専門職団体、関係学会と当事者組織等との協働による 取組を促進する**とともに、各地域における地域の実情に応じた「地域共生社会」に向け た産学官民連携の先進的な取組事例についても支援するための方策について検討する。・・・

⑥認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰

○**「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組みを検討**し、さらに、宣言した企業等のう ち、希望する団体に対する **認証の仕組みを検討**する。

KPI/目標

○　**認知症バリアフリー宣言件数・認証制度応募件数・認証件数（認知症バリアフリー宣言、認証制度の仕組みの検討結果を踏まえて検討）**

認知症バリアフリー宣言・認証制度の創設の検討のための検討委員会の設置について

資料4-2

- 地域等において、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進している企業を増やしていく必要がある。
- このため、認知症官民協議会・認知症バリアフリーワーキングの下に、**「認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会」を設置**し、「大綱」の記述も踏まえ、認知症に関する取組を実施している企業等に対し、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する認証の仕組みを検討していくこととしてはどうか。
- 検討委員会においては、今年度、以下の２点について検討を行うこととしてはどうか。

①　「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の検討をどのように進めるか。

⇒　令和２年度までの老健事業における検討結果も踏まえつつ、今年度はモデル事業を実施してはどうか。

②　「認知症バリアフリー認証企業制度（仮称）」の検討についてはどのように進めるか。

⇒　今年度は「宣言制度」のモデル事業の実施状況や認知症当事者等や企業等のニーズを踏まえつつ、制度の運用コストや体制等を含めたスキームの構築を検討することとしてはどうか。

認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会設置要綱（案）

資料4-3

（趣旨）
第1条　この要綱は、認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第2条　検討委員会は、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）や厚生労働省委託事業「認知症分野における官民連携・取組活性化事業一式」の仕様書を踏まえつつ、認知症バリアフリー宣言・認証制度等の導入に係る検討を行うことを目的とする。

（検討事項）
第3条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。
（1）宣言制度のあり方に関すること
（2）宣言制度の試行事業の実施及び経過・結果の検証に関すること
（3）認証制度のあり方に関すること
（4）認証制度の試行事業の実施及び経過・結果の検証に関すること
（5）宣言の正式導入に向けた検討課題と対応方針に関すること
（6）認証の正式導入に向けた検討課題と対応方針に関すること
（7）専用Webサイトの構築、宣言・認証ロゴマークの作成に向けた検討などその他必要な事項

（構成）
第4条　検討委員会は、別表の委員をもって構成する。

（運営）
第5条　検討委員会に座長をおくこととし、座長は日本認知症官民協議会事務局長の職にあるものがあたる。ただし、座長が事故あるときは、日本認知症官民協議会事務局長補佐の職にある者が職務を代理する。
2　検討委員会は座長が招集する。
3　座長が必要と認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会設置要綱（案）

（任期）
第６条　検討委員会の委員の任期は、令和3年度末までとする。

（事務局）
第７条　この検討委員会の事務局業務は、特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構が一般財団法人日本規格協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会の協力を得ながら事務を処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則
　この要綱は、令和３年９月３日から施行する。

官民協議会と各WG・委員会との関係

資料4-4

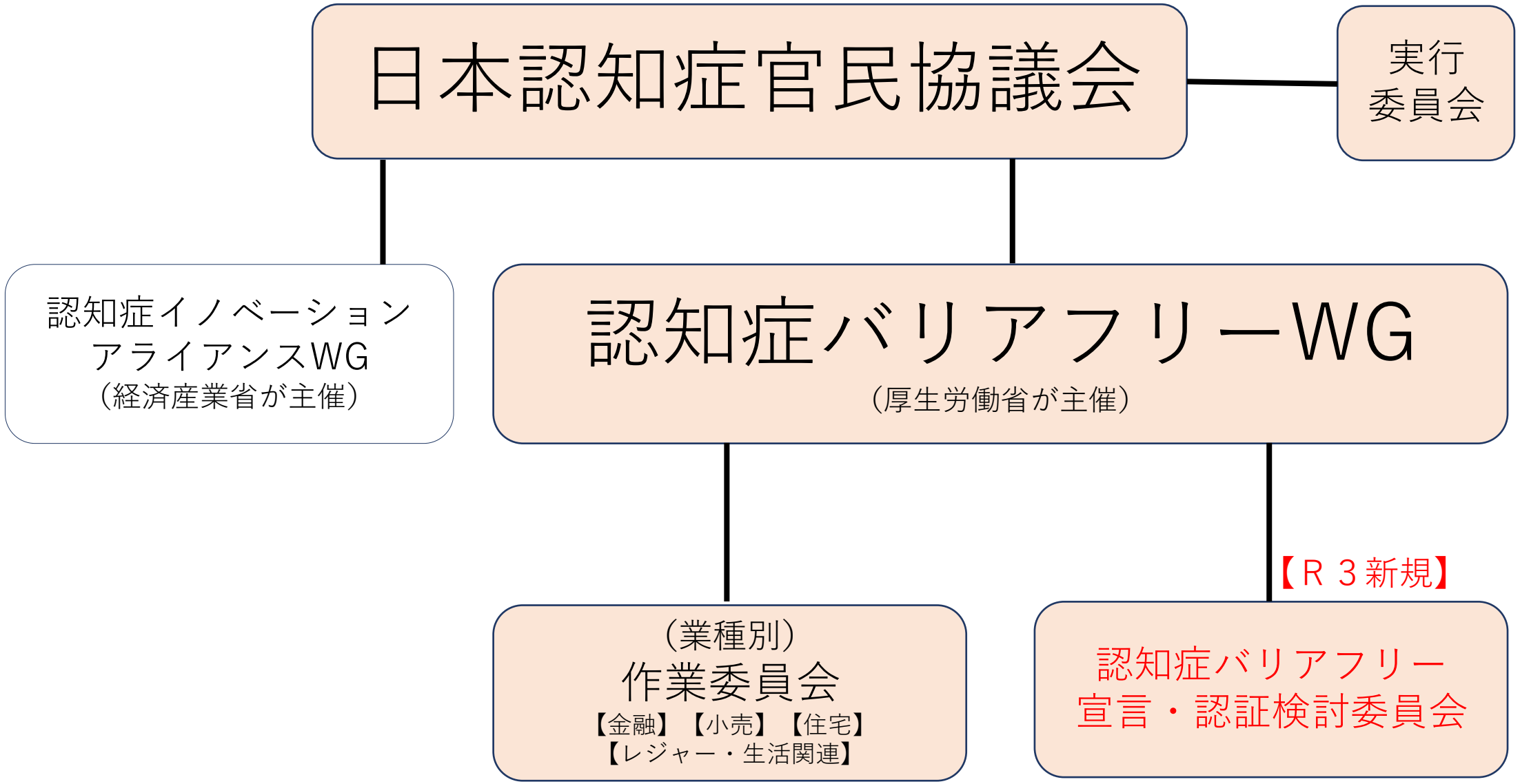

認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会設置要綱(案)【別表】

【別表】認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会名簿　　(50音順、◎：座長、〇副座長)

氏　名	所　属	備考
〇石井　信芳	地域共生政策自治体連携機構代表理事・事務局長	日本認知症官民協議会事務局長補佐
岩瀬　健太	三井住友銀行経営企画部　全銀協会長行室上席推進役	日本認知症官民協議会バリアフリーWG委員
岩名　礼介	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 共生・社会政策部長	
大田　秀隆	秋田大学高齢者医療先端研究センター長・教授	
久保　依子	大和ネクストライフ㈱事業推進部部長	日本認知症官民協議会バリアフリーWG委員
鈴木　隆博	イオン株式会社環境・社会貢献部長	日本認知症官民協議会バリアフリーWG委員
鈴木　森夫	公益社団法人認知症の人と家族の会代表	日本認知症官民協議会実行委員、バリアフリーWG委員
高村　　浩	高村浩弁護士事務所所長	個人情報保護委員会委員
◎田中　　滋	公立大学法人 埼玉県立大学理事長	日本認知症官民協議会事務局長
水流　聡子	東京大学　総括プロジェクト機構　特任教授	日本規格協会老健事業補助金「認知症に関する企業等の認知症バリアフリー宣言及び認証制度の在り方等に関する調査研究委員会」委員長
永島　　徹	NPO法人「風の詩」理事長 認知症対応型通所介護「デイホーム風のさんぽ道」管理者	
藤田　和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事	日本認知症官民協議会実行委員、バリアフリーWG委員

※オブザーバー　厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

その他

「日本認知症官民協議会 総会」

資料
5

おおまかなスケジュール

令和３年度のおおまかなスケジュール（案）

資料5

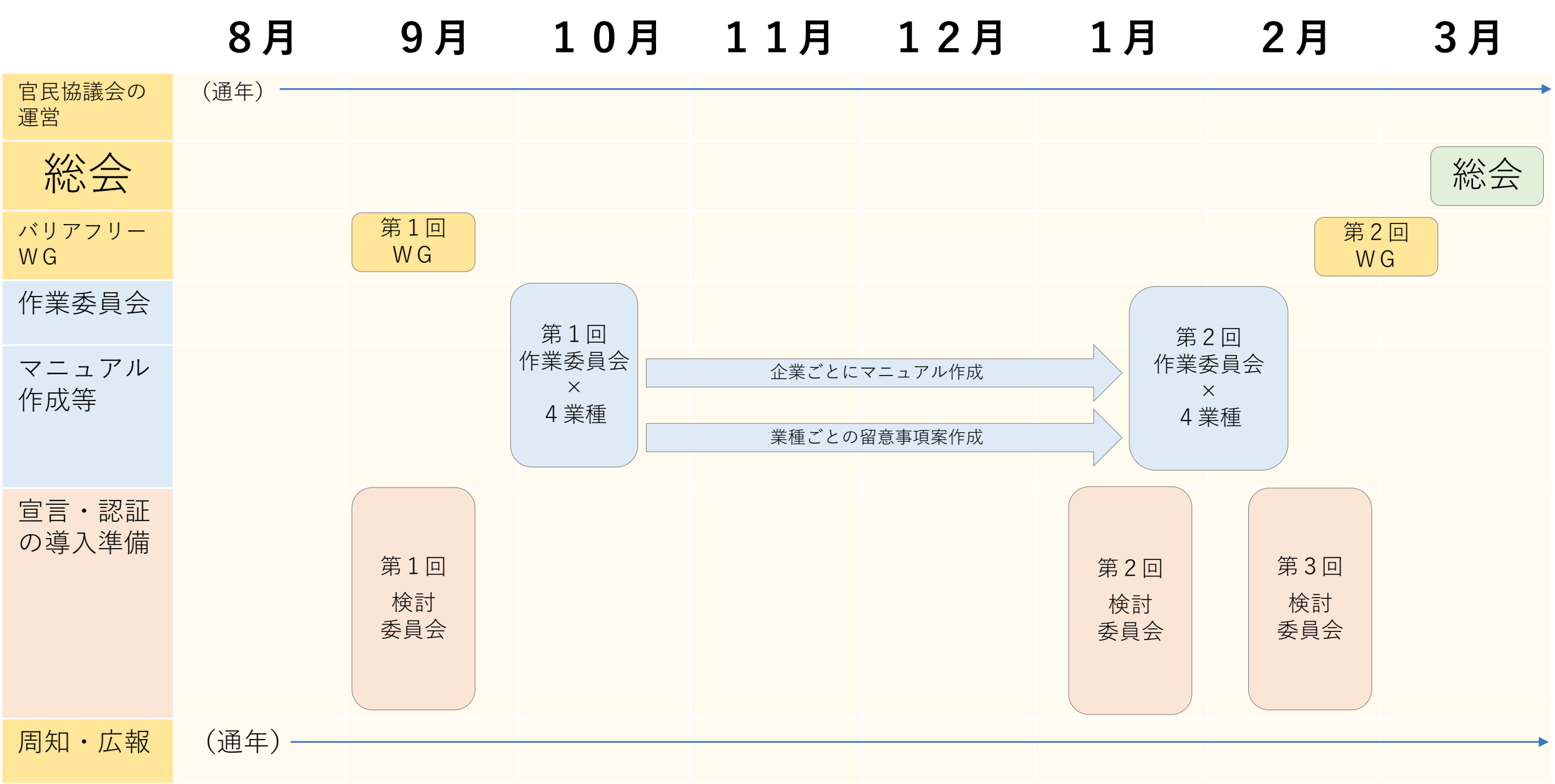

参　考

【参考】日本認知症官民協議会

（順不同）令和３年４月時点

【経済団体】
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
全国商工会連合会
全国商店街振興組合連合会

【金融関係】
一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人生命保険協会
一般社団法人外国損害保険協会
一般社団法人日本少額短期保険協会
日本証券業協会
一般社団法人日本資金決済業協会
一般社団法人電子決済等代行事業者協会

【交通関係】
東日本旅客鉄道株式会社
第三セクター鉄道等協議会
公益社団法人日本バス協会
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
定期航空協会
一般社団法人全国空港ビル事業者協会
一般社団法人日本旅客船協会

【住宅関係】
一般社団法人マンション管理業協会
一般社団法人日本マンション管理士会連合会
特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会
一般社団法人高齢者住宅協会
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人全日本不動産協会
一般社団法人全国住宅産業協会
一般社団法人不動産流通経営協会
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

【生活関連産業関係】
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
日本生活協同組合連合会
公益社団法人日本観光振興協会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
全国理容生活衛生同業組合連合会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会
一般社団法人日本自動車工業会

【ＩＴ・通信関係】
一般社団法人日本IT団体連盟
一般社団法人電気通信事業者協会

【労働者団体】
日本労働組合総連合会

【医療介護福祉関係】
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本理学療法士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
公益社団法人日本歯科衛生士会
一般社団法人日本精神科看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益財団法人日本訪問看護財団
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人日本介護支援専門員協会
公益社団法人日本介護福祉士会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
民間介護事業推進委員会
高齢者住まい事業者団体連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
公益社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会

【地方団体】
全国知事会
全国市長会
全国町村会

【学会】
一般社団法人日本老年医学会
一般社団法人日本認知症学会
一般社団法人日本神経学会
一般社団法人日本神経治療学会
一般社団法人日本認知症予防学会
公益社団法人日本精神神経学会
公益社団法人日本老年精神医学会
一般社団法人日本認知症ケア学会

【当事者関係】
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
公益社団法人認知症の人と家族の会
全国若年性認知症家族会・支援者連絡協議会

【その他】
日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
日本司法支援センター
公益社団法人全国公民館連合会
公益財団法人日本博物館協会
公益社団法人日本図書館協会
一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会

【政府】
内閣官房日本経済再生総合事務局
内閣官房健康・医療戦略室
内閣府
警察庁
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

（以上）

【参考】日本認知症官民協議会　実行委員

（順不同）令和３年４月時点

一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
日本商工会議所

公益社団法人日本医師会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人全国老人保健施設協会

全国知事会

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
公益社団法人認知症の人と家族の会